

議 案 目 次 (その3)

議案第10号	令和4年7月1日から同年7月31日までの間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定について …………… P 1
--------	---

議案第10号

令和4年7月1日から同年7月31日までの間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定について

令和4年7月1日から同年7月31日までの間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例を、次のように定める。

令和4年6月9日提出

江差町長 照井 誉之介

令和4年7月1日から同年7月31日までの間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例

令和4年7月1日から同年7月1日までの間における町長及び副町長の給料月額、江差町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和40年条例第18号）附則第4項の規定にかかわらず、同項に規定する額から10パーセントに当たる額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

